

# 令和3年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年3月2日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年3月2日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
企画財政課長	佐藤嘉彦	住民生活課長	富田正治
保健福祉課長	平田章浩	上下水道課長	岡本教夫

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉 雅文

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 2 号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 4 号 森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 10 号 森町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 森町上下水道事業の料金等審議会設置条例について
- 議案第 12 号 令和 2 年度森町一般会計補正予算（第 15 号）
- 議案第 13 号 令和 2 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 14 号 令和 2 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 15 号 令和 2 年度森町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）
- 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）
- 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合セン

- ター)
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田総合センター）
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（森町一宮総合センター）
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方生活改善センター）
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）
- 議案第26号 東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合規約の変更について
- 議案第27号 令和3年度森町一般会計予算
- 議案第28号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算

< 議事の経過 >

議長 （ 亀澤 進 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、また、発言が終了したときには、マイクボタンを押すようにお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、7番吉筋恵治君及び8番中根幸男君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月25日までの24日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度森町大久保簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分でございますが、大久保簡易水道の施設修繕に係る経費の計上に急を要したため、令和3年1月20日に専決処分を行ったものでございます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,741千円とするものであります。

それでは、以下事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費1,500千円につきまし

ては、送水ポンプ一基及び漏水3件に対応するための修繕費であります。

昨年12月19日に大久保町内会から断水の通報を受け、現地確認を行いました。その結果、水源から配水池へ水を供給する二基の送水ポンプが停止しており、一基は再稼働しましたが、もう一基は作動しませんでした。当ポンプはポンプへの負荷軽減やメンテナンス等のため、二台による交互運転を行っており、早期の対応の必要が生じました。また、同時期に漏水が3件発生したため、必要な修繕を実施したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、5款1項1目、簡易水道基金繰入金1,500千円につきましては、森町簡易水道事業財政調整基金条例第6条第2号に基づき、今回の修繕が特に重要な施設の改善にあたることから財源として基金を繰り入れ、充当するものでございます。

以上が専決処分に係る令和2年度森町大久保簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 （ 亀澤 進 君 ） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員 （ 吉筋 恵治 君 ） 一点お伺いします。この送水ポンプ、それから通水の修理であります。こういった場合には、その都度入札とかを行うものでしょうか。

それとも、もう既に随意で決まっている業者が行うのか。その点について教えていただきたいです。

議 長 （ 亀澤 進 君 ） 岡本上下水道課長。

上下水道 （ 岡本 教夫 君 ） 上下水道課長です。

課 長 ただいまの吉筋議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、まず先に漏水修繕が先にありましたので、

そのときにはいつもお願いしております富士鉄工さんに漏水の修繕をお願いいたしました。前は平成16年になりますが、そのときのポンプの取り替えも、富士鉄工さんに行っていたいております。形としては随意契約という形でやらせていただいております。ただ、工事ではありませんので、契約ということではなくて、契約書の取り交わしはしておりません。随意契約ということで見積書を提出していただきましてお願いしている状況でございます。

また、ポンプの納品までに、1か月から1か月半程度かかるということも聞いておりましたので、入札公告してという期日もないので、今回につきましては緊急ということで随意契約というか、特命でやらせていただいております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立 全員 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第2号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第2号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げ

ます。

令和2年度森町一般会計補正予算（第14号）の専決処分でございますが、1月25日に示された、国の新型コロナウイルスワクチン接種に関するスケジュールでは、高齢者向け優先接種を3月中旬以降に開始とされておりました。この予定に合わせ、事前に準備する必要のある予約受付システムや、接種会場で使用するAI検温システムの購入及び森町病院へ設置するワクチン保管用冷凍庫に専用電源の確保が必要となり、これらにかかる経費計上に急を要したことから、令和3年2月12日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,025,364千円とするものであります。

それでは以下事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、4款1項2目、予防費2,400千円につきましては、接種会場で使用する衝立などの購入のための消耗品費、コミュニケーションアプリ「ライン」を活用した予約受付システム利用料、予約情報等管理するためのパソコン2台と接種会場で使用するAI検温システム3台の購入のための諸備品購入費及び森町病院へ設置するワクチン保管用冷凍庫の専用電源工事のための負担金でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項3目、衛生費国庫補助金2,400千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。

以上が専決処分に係る令和2年度森町一般会計補正予算（第14号）の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（ 亀澤 進 君 ）これから質疑を行います。質疑はありません。

んか。

1 番、川岸和花子君。

1 番議員 ( 川岸和花子 君 ) 川岸です。新型コロナウイルスワクチン接種体制ということで、冷凍庫用のコンセントを設置とのことですが、冷凍庫自体の入手時期と、予算的なものはどうかと思って質問させていただきます。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉 ( 平田 章浩 君 ) 保健福祉課長です。

課 長 専用の冷凍庫につきましては、12月の補正予算でお認めをいただいております。

入手時期につきましては、国で準備をしていただいて、3月中旬に設置ということで連絡が来ております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

3 番、岡戸章夫君。

3 番議員 ( 岡戸章夫 君 ) 3 番、岡戸です。いよいよワクチンの接種も始まろうとしているということで、大変期待されるのですが、そんな中で報道でもありましたけれども、冷凍庫が故障して、ワクチンが使えなくなったというのが出ておりました。それに、非常に重要なことかとそこから思いました。例えば停電になって使えなくなるというときは、おそらくバックアップの電源体制は取られていると思いますけれども、仮に冷凍庫が同じような症状が出て、またそれが使えなくなったということになると、それは非常に残念なことです。万が一出たとき、そういったときのバックアップ体制。例えばすぐそれが対応できるのであれば、例えば近隣の病院の保管庫に一時それを移送して、無駄にならない体制がとられないか。そういったバックアップ体制についても、検討しておく余地があるのではないかということ、それが一つです。

それと、分かるかどうかあれですけれども、万が一冷凍庫が故障して、そのワクチンが無駄になった場合、町には直接予算的な損失は生じることはないと思うのですが、その冷凍庫のメーカーが



保証するのか、国が全て責任を負うのかというそこら辺のことが、分かる範囲内であれば教えていただきたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉 ( 平田 章浩 君 ) 保健福祉課長です。

課長 岡戸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

冷凍庫が故障した場合のバックアップ体制でございますけども、12月の補正予算をお認めいただいたときに、冷凍庫を3台、予算に計上させていただいております。全く同じ冷凍庫ではなく、ファイザー製のマイナス75度対応。それから、モデルナ製のマイナス25度対応。それから、もう少し低い温度の冷凍庫ということで、3台ほど予算を認めさせていただいております。ファイザー社製につきましては、マイナス20度程度で2週間も保存期間が有効であるということで、国から示されております。

もし、ファイザー用のマイナス75度のディープフリーザー冷凍庫が故障した場合には、すぐに別の少し温度が高いマイナス20度対応の冷凍庫に移すということで考えております。

それから二つ目の、故障をしてワクチンが使えなくなったときの保証についてということでございますけども、先ほど回答させていただいたとおりバックアップ体制が取れておりますので、ワクチンが無駄になるということは、こちらでは想定しておりません。実際にワクチンにつきましては、国で購入をして無償で自治体に提供するということですので、実質的な損失を自治体が被るということは、現実的にはございません。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、中根信一郎君。

5番議員 ( 中根信一郎 君 ) 5番、中根信一郎です。コロナウイルスの接種に関してですが、各市町では模擬的に実施をして、いろいろな問題点等を改善するというところで、動いている市町があるかと思えます。森町での模擬的なことをやる予定とか、こういうことを想定して問題解消的なものをしているという部分があれば、お伺いをし

たいと思います。

議長

( 亀澤 進 君 ) 本議案の内容から外れておりますので、また別のところで、そのことについてはご説明をしていただけるということですので。他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 備品購入の中で、A I 検温システムを入れるという話がありました。このA I の検温システムは他のところでもいろいろ最近使っていますけども、立ち位置や距離とかいったもので、非常に精度が落ちる場合があるみたいです。精度が、本当にちゃんとしたところに立って、顔がその画面にしっかりはまらないと、検温しないということがあります。

これをいろいろというのは、確か人出の関係もあると思うのですよね。自動で検温をしますから。一人一人を測るというのは人手が要りますから。その辺で、このA I システムが果たして今、訓練はまだ話にはならないということですけども、取り入れて大丈夫かという気もします。これは訓練次第かもしれませんが、いかがでしょう。

議長

( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉

( 平田 章浩 君 ) 保健福祉課長です。西田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

課長

A I 検温システム3台でございまして、森町ではワクチン接種につきまして、集団接種をまず第一に進めるということで考えております。接種会場につきましては、総合体育館、保健福祉センターを中心に、あとは各地域の総合センターであるとか、小学校の体育館をお借りをするということを考えてございます。

このA I 検温システムにつきましては、その会場に入るときに検温をするというものでありまして、実際の予診票に書く体温は、実際職員が本人のところ、一対一で検温をした温度を書くということで考えております。

今回の備品につきましては、今ほど申し上げました会場に熱があ

る方が入っていただくと、他の方に感染するリスクがあるものですから、そういった意味で建物内の入口のところに発熱している方が入らないようにということで、設置するものであります。実際の接種時の予診票に書く体温につきましては、会場の中でしっかり職員が測るということで考えてございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田 彰 君 ) 当然、そこには職員がついて、一応チェックはするという事によろしいですか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田 章浩 君 ) 保健福祉課長です。西田議員のご質問にお答えさせていただきます。AI検温システムのところで職員がついて検温するという事はございません。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ワクチン接種体制のことにつきましては、またの別の場所で、今分かっている範囲の詳しい説明を行いますので、今回のこの議案の内容のみの質問ということでお願いをします。他に質疑はありませんか。

7番、吉筋恵治君君。

7番議員 ( 吉筋 恵治 君 ) 二点についてお伺いします。このコンセントの増設であります。このコンセントは普通の100ボルトの電源なのか、それとも動力が必要なのか。マイナス75度ということですので、知識がありませんので教えていただきたいです。

それから、これは保健福祉課が管理責任者なのか。設置する場合は病院ではないかとも思うのですが、病院が管理責任者なのか。その点についてお伺いします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田 章浩 君 ) 保健福祉課長です。吉筋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一点目のコンセントは、100ボルトか200ボルトか動力かという質問でございますけども、こちらについては今情報がございませんので、調べさせていただきます後ほど報告をさせていただきます

たいと思います。

この冷凍庫の管理につきましては、森町病院の薬剤科に設置をするということで、日々の管理につきましては、病院に委託をしまして管理をしていただく、ということでございます。

すみません。資料がありましたので、一点目のコンセントについてお答えをさせていただきます。電源については、単相の100ボルトの3Pアース付きの電源プラグになってございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 ( 鈴木 托治 君 ) 鈴木です。諸備品購入費1,700千円の予算ですけど、その内容を教えていただきたいと思います。多分注射器じゃないかと私は想像しています。注射器に関しては結局一回打てば、その一回は当然他に注射しないように、その場で廃棄するという、そういうやり方を取ると思うのですが。その点は間違いありませんか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田 章浩 君 ) 保健福祉課長です。鈴木托治議員のご質問にお答えをさせていただきます。

諸備品購入費につきましては、AI検温システムを3台、それから職員が予約受付事務用に使いますパソコンを2台でございます。

それから接種に使います注射器と針ですけども、これについては1バイアル5人なり6人のワクチンになっているのですが、その1バイアルあたり注射器と針は5人ないし6人分が、国から合わせて提供されるということになっております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立 全 員 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。  
日程第6、議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を  
議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第3号「人権  
擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護  
委員候補者の推薦であります。現在人権擁護委員として活動されて  
いる佐藤多洋氏が令和3年6月30日をもって任期満了となり、退  
任することになったため、後任として新たに推薦するものでありま  
す。人権擁護委員は、人権擁護委員法において「国民に保障されて  
いる基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため全国  
に人権擁護委員を置く」とされております。  
今回提案いたしました鈴木功氏は、添付の経歴書のとおり森町円  
田に在住し、長年にわたり袋井市役所に勤務され、在職中は袋井市  
森町広域行政組合事務局長として袋井市と森町の広域行政事務に貢  
献されました。地域の事情に精通すると共に、明朗誠実な人柄で地  
域の方々からの信頼が厚く、また、人権擁護に関する見識も高く、  
委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであ  
ります。なお、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日ま  
での3年間となります。  
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお

議 長 願ひ申し上げます。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起立 全 員 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり、推薦に同意することに決定しました。

日程第7、議案第4号「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第10、議案第7号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」まで、議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま一括して上程されました議案第4号「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第7号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、各条例で規定する新型コロナウイルス感染症の規定条項が削除されたことに伴い、改正法に基づき新型コロナウイルス感染症の定義規定を改正するものでございます。なお、本案はそれぞれ公布の日から施行することとし、適用は改正法の施行日と合わせ、令和3年2月13日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第11、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期介護保険事業計画期間における、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の額の改定であります。

この保険料額は、第8期事業計画期間において推計される保険給付費等に基づき算定しております。所得段階の第5段階のひと月当たりの額を保険料の基準額としまして、現行の6,850円から550円減額した6,300円とし、年額では75,600円とするものであります。なお、この保険料の改定につきましては、森町高齢者保健福祉計画審議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。

また、令和2年2月1日から適用しております新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免規定について、新型コロナウイルス感染症の定義の根拠となる法令が改正されたため、改正法に基づきこの規定を改正するものでご

ございます。

なお、本案は令和3年4月1日から施行いたしますが、新型コロナウイルス感染症にかかる改正につきましては、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第12、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が本年1月25日に公布されたことに伴い、この改正省令の第2条、第3条、第5条及び第6条に規定されている各基準を根拠に制定いたしました「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」、「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」、「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」及び「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準



に関する条例」の4条例について、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、各事業者の運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載を追加するとともに、虐待防止のための検討委員会の設置や従業者に対する研修の実施などを求めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の予防を図るための措置として、感染症の予防のための検討委員会の設置や従業者に対する研修・訓練の実施などを求めていきます。

さらに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの継続的な提供及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための措置として、「業務継続計画」を策定するとともに、従業者への周知・研修・訓練の実施などを求めていきます。併せて、改正法に基づき所要の改正を行うものであります。

本条例の施行日につきましては、この改正省令と同日の令和3年4月1日といたします。ただし、経過措置として、改正省令と同様に、令和6年3月31日までの3年間は努力義務といたします。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第13、議案第10号「森町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第10号「森町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「道路法等の一部を改正する法律」により道路法等関連する政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

す。

それでは、主な改正内容を申し上げます。

二点ございますが、一点目は自転車を安全かつ円滑に通行させるため、車道部に設けられる「自転車通行帯」の規定を追加するものであります。

二点目は、賑わいある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備し、占用を柔軟に認めることができる「歩行者利便増進道路」の規定を追加するものであります。

いずれの改正も、条例が参酌する道路構造令との整合を図るもので、今後、町が整備する町道において、交通量や生活環境の変化等により必要な場合に適用するものでございます。

その他、道路法等の改正に合わせて、引用法令の条ずれの修正等所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第 1 4、議案第 1 1 号「森町上下水道事業の料金等審議会設置条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 1 1 号「森町上下水道事業の料金等審議会設置条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、上下水道において今後の給水人口や水需要の予測、財政計画等を考慮し、持続可能なサービスを提供するために上下水道事業の料金等適正化を図るため、町長の諮問に応じ答申をいただくための諮問機関として審議会を設置するものであります。

なお、審議会は、学識経験者や水道使用者等委員 1 0 人以内で組

織するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前 10 時 22 分 ~ 午前 10 時 35 分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

日程第 15、議案第 12 号「令和 2 年度森町一般会計補正予算 ( 第 15 号 )」から、日程第 18、議案第 15 号「令和 2 年度森町病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 )」まで、議案 4 件を一括議題とします。職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま一括して上程されました議案第 12 号から議案第 15 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 12 号「令和 2 年度森町一般会計補正予算 ( 第 15 号 ) について」提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 312,961 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,338,325 千円とするものであります。

8 ページ、第 2 表、繰越明許費につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和 3 年度に繰り越す事業及び金額でございます。

2 款 1 項の地籍調査事業につきましては、調査予定地として三倉地内、大府川地区の一部と中野地区の全域を対象範囲とした令和 3 年度当初予算へ計上予定の事業につき、国の補正予算第 3 号により地籍調査費補助金の内示が令和 2 年度補正予算へ前倒しとなったものでございまして、令和 3 年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、65歳以上の高齢者を除く接種券の印刷製本費と、接種券を郵送するための通信運搬費などについて、国のワクチン接種に係るスケジュールの動向により、年度内実施ができない可能性があるため、繰越対応が可能となるようにするものでございます。

6款1項の産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、結いまる株式会社の実施する荒茶加工施設設備導入に対する補助金でございまして、国の補正予算第3号により産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の内示が、令和2年度補正予算へ前倒しとなり、令和3年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

8款2項の社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）事業につきましては、太田川圃場南4号線築造工事でございます。国の補正予算第3号により「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として社会資本整備交付金の内示が令和2年度補正予算へ前倒しとなり、令和3年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

防災・安全交付金事業（通学路安全対策）につきましては、町道新田赤松線の測量設計、物件調査において設計案の地元調整の難航及び用地買収における移転交渉が難航し調整に期間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）事業につきましては、天森橋歩道橋の伸縮装置取替工・舗装工及び断面修復の工事でございますが、伸縮装置取替工及び断面修復は特殊な工種が多く、専門業者の施行が必要であり、また、橋梁修繕は全国的に同時期に実施されることから専門業者の確保が難しく、専門業者の確保に時間を要することとなり、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

3項の町単独河川改修事業につきましては、普通河川宮代西沢川改修工事でございます。令和3年度事業として計画しておりましたが、緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、民家に影響し

ていることから早期に対応することとし、追加要望により採択を受けたもので、年度内事業完了は困難な見込みであるため繰り越して事業を実施するものでございます。

4 項の都市計画決定図書作成事業につきましては、図書作成に係る住民説明会について、新型コロナウイルス感染症の影響で説明会が開催できず、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

9 ページ、第3表、地方債補正の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきましては、国の補正予算により措置されました、社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）事業につきましては、交付金の目的に沿った、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の対象事業となることから限度額を追加するものでございます。

減収補てん債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対応するため、従来の減収補てん債の対象税目である町民税の法人税割と、利子割交付金及び法人事業税交付金に加え、令和2年度限りの措置として新たに、地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金及び地方揮発油譲与税についても、減収見込額を減収補てん債として起債対応することが可能となったもので、新たに追加された税目については、減収補てん債を発行しない限り後年度の普通交付税に算入されないことから、減収補てん債として起債する必要があるため限度額を追加するものでございます。

公共事業等につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）負担金の増額を受け限度額を増額するものと、道路メンテナンス補助金事業（橋梁長寿命化）の国庫補助が見込めなくなったため限度額を減額するもので、両事業の差額を調整し限度額を増額する変更でございます。

地域活性化事業につきましては、町営グランド照明施設LED化改修事業が地域活性化事業の対象となったことを受け、限度額を増額する変更でございます。

一方、公共施設等適正管理推進事業につきましては、町営グラウンド照明施設LED化改修事業が地域活性化事業の対象となったことを受け、限度額を減額する変更でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、普通河川宮代西沢川改修工事が緊急自然災害防止対策事業対象となったことを受け、限度額を増額する変更でございます。

辺地対策事業につきましては、三倉・天方地区へ光ファイバ網を整備する高度無線環境整備推進事業について、事業費がほぼ確定したことから、限度額を減額する変更でございます。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、林道春埜山線の災害復旧工事の財源として一般単独災害復旧事業を見込んでおりましたが、令和2年度より当該事業債の要件が変更されたことに伴い、要件を満たすことができないことが判明したため廃止をするものがございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

13・14ページ、2款1項5目、財産管理費99,220千円のうち、財政調整基金積立金8,795千円につきましては、国債の運用により生じた利益等を積み立てるものであります。

環境保全基金積立金990千円につきましては、歳入で受け入れますペットボトル有償入札抛出金分配金と再商品化合理化抛出分配金を基金に積み立てるものであります。

ふるさと応援基金積立金75,000千円につきましては、本年度いただきました「ふるさと応援寄附金」の一部を基金に積み立てるものですが、寄附の見込額の増加に伴い、積立見込額を増額するものがございます。

企業立地推進基金積立金7,357千円につきましては、町有地の売払代を積み立てるものがございます。

また、地域振興基金積立金7,078千円につきましては、国債の運用により生じた利益等を積み立てるものであります。

8目、地籍調査費16,742千円につきましては、調査予定地として三倉地内、大府川地区の一部と中野地区の全域を対象範囲とした令和3年度当初予算へ計上予定の事業でございまして、国の補正予算第3号により地籍調査費補助金の内示が令和2年度補正予算へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

15・16ページ、10目、情報管理費40,000千円の減額につきましては、三倉・天方地区へ光ファイバ網を整備する高度無線環境整備推進事業について事業費がほぼ確定したことから、減額するものでございます。

2項1目、企画総務費75,000千円につきましては、ふるさと納税推進事業費として、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴い、委託料等を増額するものでございます。

17・18ページ、3款1項1目、社会福祉総務費2,654千円のうち償還金利子及び割引料1,796千円につきましては、令和元年度に実施しました心身障害児者福祉費及び自立支援給付費に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

2項2目、児童措置費1,470千円につきましては、保育料の変更に伴う還付金と、令和元年度に実施しました子ども・子育て支援交付金等に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

19・20ページ、4款1項5目、診療所費30,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため追加の繰り出しを行うもので、今年度の繰り出し金は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金分を除き、総額で530,000千円でございます。

21・22ページ、6款1項3目、農業振興費83,400千円につきましては、結いまーる株式会社の実施する荒茶加工施設設備導入に対する補助金でございまして、国の補正予算第3号により産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の内示が令和2年度補正予算へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

2項2目、農地事業費8,000千円につきましては、国の補正予算第3号を受けて事業が追加された、県営農地整備事業（経営体育成

型) 天竜川下流用水一宮の負担金の増額でございます。

7 款 1 項 1 目、商工総務費9,609千円の減額につきましては、事業所等新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金の実績に基づく減額でございます。

5 目、森町体験の里振興費2,800千円につきましては、食体験施設、物産販売所及び加工体験施設の合併処理浄化槽設備に不具合が生じたため、汚水処理用制御盤、放流ポンプ2基、スクリーンボックス及び沈殿槽を修繕するための経費でございます。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) しばらく休憩します。そのままお待ちください。

( 午前 1 0 時 5 2 分 ~ 午前 1 0 時 5 3 分 休憩 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

町 長 ( 太田 康雄 君 ) 失礼いたしました。

8 款 2 項 3 目、道路新設改良費43,000千円につきましては、社会資本整備交付金(工業団地基盤強化)太田川圃場南4号線築造工事でございます。国の補正予算第3号により「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として、社会資本整備交付金の内示が令和2年度補正予算へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

23・24ページ、4目、橋梁維持改良費4,000千円の減額につきましては、掛井橋補修設計業務委託について国庫補助金の内示が見送られたことを受け、事業を次年度に先送りするため減額するものでございます。

3 項 2 目、河川維持改修費6,890千円につきましては、普通河川宮代西沢川改修工事でございます。令和3年度事業として計画しておりましたが緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、民家に影響していることから早期に対応することとし、追加要望により採択を受けましたので、予算計上するものでございます。

10 款 2 項 1 目、小学校学校管理費1,834千円につきましては、新年度を迎えるに当たり、宮園小学校で特別支援学級の増級が必要



となることから、対応するための経費を計上するものでございます。

25・26ページ、6項8目、文化会館費6,500千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け自主公演を中止したことに伴い、森町ミキホール文化振興会補助金を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、11款1項1目、地方交付税200,000千円につきましては、普通交付税の過年度分の精算や税収の減収等による本年度の交付実績見込みを受け、増額するものでございます。

15款2項5目、土木費国庫補助金18,300千円につきましては、社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）太田川圃場南4号線築造工事に対する補助金20,500千円と、道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）掛井橋補修設計業務委託に対する補助金2,200千円の減額でございます。

16款2項1目、総務費県補助金12,286千円につきましては、地籍調査費に対する補助金でございます。

4目、農林水産業費県補助金83,400千円につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金に対する補助金でございます。

7・8ページ、17款1項2目、利子及び配当金15,873千円につきましては、財政調整基金及び地域振興基金の国債の運用により生じた利益等でございます。

2項1目、不動産売払収入7,357千円につきましては、町有地6件8筆の売払代で企業立地推進基金に積み立てるものであります。

18款1項2目、総務費寄附金150,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、本年度の寄附額が見込みより伸びておりますので、増額するものでございます。

19款1項1目、特別会計繰入金26,935千円につきましては、令和元年度の介護保険特別会計の、給付事業等の実績に基づく精算金の受入れであります。

2項1目、財政調整基金繰入金300,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから当初予算へ計上しております450,000千円の取崩のうち、一部とりやめによる減額でございます。

2目、減債基金繰入金100,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから、当初予算へ計上しております130,000千円の取崩のうち、一部とりやめによる減額でございます。

3目、文化会館運営基金繰入金6,500千円の減額につきましては、森町ミキホール文化振興会補助金の減額に伴うものでございます。

20款1項1目、繰越金67,768千円につきましては、財政調整基金と減債基金の取崩の一部とりやめや、財源調整に係る前年度繰越金であります。

9・10ページ、21款3項3目、雑入21,023千円のうち、民生費雑入16,033千円につきましては、令和元年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金でございます。

衛生費雑入990千円につきましては、容器包装のリサイクルに係る拠出に対する分配金である再商品化合理化拠出金分配金17千円と、廃ペットボトルが市場で高値取引されるようになったことから、再商品化事業者から支払われる、いわゆる有償入札に係る分配金であるペットボトル有償入札拠出金分配金973千円を、それぞれ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受け入れるものであります。

農林水産業費雑入4,000千円につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）負担金に対する地元負担金であります。

22款1項1目、総務債34,200千円の減額につきましては、三倉・天方地区へ光ファイバ網を整備する高度無線環境整備推進事業に対する財源の辺地対策事業債について、事業費がほぼ確定したことから減額するものでございます。

4目、農林業債4,000千円につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）負担金に対する財源として、公共事業等債を計上するものでございます。

5目、土木債25,700千円のうち、公共事業等債1,600千円の減額につきましては、道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）掛井橋補修設計業務委託の減額に伴うものと、緊急自然災害防止対策事業債6,800千円につきましては、普通河川宮代西沢川改修工事に対する財源として計上するもの、及び、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債20,500千円につきましては、社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）太田川圃場南4号線築造工事に対する財源として計上するものでございます。

7目、教育債につきましては、町営グランド照明施設LED化改修事業が地域活性化事業債の対象となったことを受け、公共施設等適正管理推進事業債を21,700千円減額し、地域活性化事業債21,700千円を計上するものでございます。

9目、災害復旧債19,500千円の減額につきましては、林道春埜山線の災害復旧工事の財源として一般単独災害復旧事業債を見込んでおりましたが、令和2年度より当該事業債の要件が変更されたことに伴い、要件を満たすことができないことが判明し減額するものでございます。なお、林道春埜山線災害復旧工事の事業費につきましては、特別交付税の対象事業費として要望しております。

10目、減収補てん債139,298千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対応するため、従来の減収補てん債の対象税目である町民税の法人税割と、利子割交付金及び法人事業税交付金に加え、令和2年度限りの措置として新たに地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金及び地方揮発油譲与税についても、減収見込額を減収補てん債として起債対応することが可能となったものでございます。なお、従来の減収補てん債の対象税目の減収見込額については、減収補てん債を用いなくとも翌年度以降3か年の普通交付税の算定において精算される制度となっておりますが、新たに追加された税目につきましては、減収補てん債を発行しない限り、後年度の普通交付税に算入されないことから、減収補てん債を起債するものでございます。

以上が、議案第12号「令和2年度森町一般会計補正予算(第15号)」について」の概要でございます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。そのままお待ちください。

( 午前11時04分 ~ 午前11時05分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

副町長、村松弘君。

副町長 ( 村松 弘 君 ) 次に、議案13号「令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ226,482千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金74千円は、当年度に収納した保険料等を負担金として後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。当初予算は、広域連合が試算した額を基に計上しておりますが、このうち保険基盤安定負担金が試算よりも多くなる見込みであることから、補正予算を計上するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、一般会計繰入金74千円は、広域連合が試算した保険基盤安定負担金の決算見込み額を基に計算された一般会計からの繰出金を繰り入れ、後期高齢者医療広域連合納付金の財源として計上するものでございます。

以上が、議案第13号「令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の内容でございます。

次に、議案第14号「令和2年度森町介護保険特別会計補正予算(第5号)」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ21,250千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,426,695千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項1目、介護給付費87,500千円の減額につきましては、現予算に対し実績が下回る見込みのため減額するものでございます。

2款3項1目、高額介護サービス等費2,500千円につきましては、現予算に対し実績が上回る見込みのため、不足する高額介護サービス費を追加するものでございます。

7款1項2目、償還金36,423千円につきましては、令和元年度の介護給付費等に係る国、県等の負担金の精算に伴う返還金でございます。

11・12ページ、3項1目、一般会計繰出金26,935千円につきましては、令和元年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、介護給付費負担金12,875千円、2目、調整交付金4,250千円、4款1項1目、介護給付費交付金22,950千円、5款1項1目、介護給付費負担金14,750千円、7款1項1目、介護給付費繰入金10,625千円の減額につきましては、介護給付費の減額補正及び高額介護サービス等費の増額補正に伴うものでございます。

7・8ページ、8款1項1目、繰越金43,331千円につきましては、歳出予算の補正財源としての計上でございます。

10款3項3目、雑入568千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の令和元年度の精算による負担金の返還金でございます。

以上が、議案第14号「令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第5号）」の概要でございます。

最後に、議案第15号「令和2年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」について提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

本補正予算第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益364,483千円に85,828千円を追加し、450,311千円とし、病院事業収益の予定額を3,050,011千円とするものでございます。

また、支出については、第1款病院事業費用第2項医業外費用103,373千円に510千円を追加し、103,883千円とし、病院事業費用の予定額を3,139,633千円とするものでございます。

第3条は、予算第4条で定めた「資本的収入及び支出」の収入について、第1款資本的収入第1項出資金240,896千円から679千円を減額し、240,217千円とし、3項補助金2,177千円に1,357千円を追加し、3,534千円とし、資本的収入の予定額を421,851千円とするものでございます。

第4条では、予算第7条で定めた「一時借入金」の限度額を30,000千円減額し、531,000千円とし、第5条では、予算第10条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を30,000千円増額し、609,000千円とするものでございます。

それでは、第3条の内容について申し上げますので、8ページをご覧ください。

まず、「収益的収入及び支出」の下段の支出ですが、1款病院事業費用2項医業外費用2目保育園運営費6節経費510千円は、新型コロナウイルス感染防止対策として、空気清浄機5台、手指消毒用アルコールその他消耗品等を購入するものでございます。

次に、上段の収入についてご説明いたします。

1款2項1目、他会計負担金1節一般会計補助金30,679千円のうち、30,000千円は、受診控えなどによる医業収益の減少や3月に企業債元利償還金の支払いが予定されていることから、経営安定化のための運転資金として一般会計より繰入をお願いするものでござい

ます。

5目補助金1節国県補助金55,149千円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の感染防止対策、検査・診療体制確保などの支援に関わる国、県補助金でございます。

次に、第4条の内容について申し上げます。

9ページをご覧ください。「資本的収入及び支出」の収入についてご説明いたします。

1款1項1目、他会計出資金1節一般会計出資金679千円の減額及び3項3目、県補助金1節県補助金1,357千円につきましては、森町家庭医療センターの網戸敷設費用が確定し、その財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金1,357千円を計上し、一般会計出資金として充当していた額のうち、679千円を減額するものでございます。

以上が、議案第15号「令和2年度森町病院事業会計補正予算（第3号）」の内容でございます。

ただいま議案第12号から議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第19、議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」及び日程第20、議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」の議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
副町長、村松弘君。

副町長 ( 村松 弘 君 ) ただいま一括して上程されました議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」の2議案について、提案理由の説明を申し上げ

ます。

本町の公の施設につきましては、平成18年4月から指定管理者制度により、それぞれの管理者と管理に関する協定を締結して、各施設の管理を行ってきたところでございます。本案は、指定管理者の指定期間が平成30年4月から令和3年3月までの3年間である2施設につきましては、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

それでは、議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」の指定管理者の指定について申し上げます。

「森町吉川キャンプ場」及び「森町天方宿泊施設」の指定管理者は、「森町問詰879番地の5、株式会社アマガタ」をそれぞれ指定したく議会の議決をお願いするものでございます。

「森町吉川キャンプ場」及び「森町天方宿泊施設」は、今回提案する「株式会社アマガタ」が、現在、指定管理者として施設を管理しており、本年3月末をもって3年間の指定管理期間が終了いたします。

このため、次期3年間の指定管理者について、昨年12月21日から本年1月18日まで、指定管理者候補者の募集を2施設一括して公募したところ、株式会社アマガタ1社から応募がありました。今回の指定管理者の選定にあたり、指定管理者選定委員会において審査を受けたところ、株式会社アマガタは指定管理者として適当である旨の回答をいただきました。

株式会社アマガタは、天方地区全世帯の出資による地域に根ざした株式会社で、これまで指定管理者として適切に管理してきた実績があり、今後も安定した管理を行うことが期待できると考えます。

指定期間は、両施設とも令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお



願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第 2 1、議案第 1 8 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町三倉総合センター)」から、日程第 2 8、議案第 2 5 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町児童館)」まで、議案 8 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
副町長、村松弘君。

副町長 ( 村松 弘 君 ) ただいま一括して上程されました議案第 1 8 号から議案第 2 5 号までの「公の施設の指定管理者の指定について」の 8 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定管理者の指定期間が平成 2 8 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 5 年間である 8 施設につきまして、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

初めに、議案第 1 8 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町三倉総合センター)」から議案第 2 3 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町天方生活改善センター)」までの 6 議案について申し上げます。

森町三倉総合センターの指定管理者は「森町三倉 826 番地の 2、森町森林組合」、森町園田総合センターの指定管理者は「森町谷中 513 番地の 1、園田地区町内会長会」、森町飯田総合センターの指定管理者は「森町飯田 4040 番地の 28、飯田地区町内会長連絡協議会」、森町大河内林業センターの指定管理者は「森町三倉 2218 番地の 6、大河内町内会」、森町一宮総合センターの指定管理者は「森町一宮 1845 番地の 10、一宮地区町内会長連絡協議会」、森町天方生活改善センターの指定管理者は「森町大鳥居 96 番地の 2、天方地区町内会長連絡協議会」をそれぞれ指定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

また、今回提案の指定管理者が、現在も指定管理者としてこれら

の施設を管理しております。

指定の理由につきましては、これらの施設は、地域住民の連帯意識を高揚し、地域や町内会の自治活動を積極的に推進することを目的として設置された地域や町内会のための集会等の施設であり、それら施設の管理は、対象地区内の町内会の連合組織や町内会及び施設内に事務所を置き施設の運営にも参画している団体が行うことで、住民の平等な使用と施設の設置目的の達成が図られることから、地域の発展のために最も適した団体と考えるからであります。指定期間は、安定した継続的な管理が行われることを考慮して、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

次に、議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）」について申し上げます。

「森町体験の里」の指定管理者は「森町問詰1115番地の1、株式会社アクティ森」を指定したく議会の議決をお願いするものでございます。森町体験の里は、町の観光振興及び地域の活性化を図るための拠点として大きな役割を果たしております。株式会社アクティ森は、町が50パーセントを出資する第三セクターとして、これまでの実績と経験、養われたノウハウを基に、地域住民との協働により各種の事業展開を行っております。

また、管理者や従業員の経営努力により、経費の削減や赤字額の減少に努めるとともに、地域の活性化に貢献しており、安定した管理を行う能力を有していると判断されます。指定期間は、業務の継続運営と投資的な経緯を考慮して、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

最後に、議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）」について申し上げます。「森町児童館」の指定管理者は「森町森50番地の1、社会福祉法人森町社会福祉協議会」を指定したく議会の議決をお願いするものでございます。

森町社会福祉協議会は、公共性を持った地域福祉の中核団体とし

て広範な福祉事業を実施している社会福祉法人であります。森町児童館の運営につきましては、森町社会福祉協議会が平成18年度から指定管理者として事業運営を行ってきておりますが、子どもの発達段階や利用者のニーズに基づいた講座や教室を年間を通じて実施しております。また、小学校に出向いての移動児童館も実施しており、好評を得ているところでもあります。児童館の職員に関しましても、これまでの事業運営の中での経験や研修により、利用者が安心して過ごす環境づくりができております。加えまして、森町児童館は、森町保健福祉センター内の施設であり、土曜日、日曜日等の休日で保健福祉課が業務を行っていない日にも開館していることから、適切な管理運営実績を持つ森町社会福祉協議会が最も適した指定管理者であると考えております。指定期間は、児童厚生員の専門職員の配置や事業の継続性を考慮して、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

各総合センター等、体験の里、児童館のいずれの施設におきましても、指定の手續につきましては、施設の性格上公募によらず指定管理者の候補者を随意選定することから、判断基準といたしまして、「当該公の施設が地域に密着した施設で、その管理を地域の団体に特定する合理的な理由がある場合」及び「観光施設や児童福祉施設で、現受託団体の実績から当該団体を引き続き指定管理者として指定することの妥当性が相当程度認められる場合」等、これらの基準により、庁内の森町指定管理者候補者選定委員会で審議をいたしました。今回提案する各施設の指定管理者につきましては、最も適切にこれらの施設の管理を行う能力を有する団体及び法人と認められることから、引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断したところでございます。

なお、管理を行う上での詳細な事項につきましては、協定書により管理の徹底と円滑な事業運営がなされるようにし、事業報告書の提出、運営委員会の開催等によりまして、公の施設の設置者としての指導監督を図っていくこととしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前 11 時 35 分 ~ 午前 11 時 44 分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

日程第 29、議案第 26 号「東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長、村松弘君。

副町長 ( 村松 弘 君 ) ただいま上程されました議案第 26 号「東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町の三市一町で構成する東遠学園組合の規約の一部を変更するものであります。今回の規約の変更は、東遠学園組合が運営する児童発達支援センターの定員拡充を図るため、東遠学園内の既存施設を活用し、新たに児童発達支援センターとして開設する「東遠学園組合こども発達センターきためばえ」における児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項の規定による児童発達支援の実施に関する事務を、組合の共同処理する事務に加えるためのものであります。規約を変更するに当たり、地方自治法第 290 条の規定に基づき組合を構成する市町議会の議決を求めるものでございます

以上、提案理由の説明を申し上げましたがよろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

( 午前11時48分 ～ 午後12時50分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

日程第30、議案第27号「令和3年度森町一般会計予算」から、日程第39、議案第36号「令和3年度森町病院事業会計予算」まで、議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) 発言の前に、本日喉の調子が良くありませんで、ご迷惑をおかけしておりますこととお許していただきたいと思ひます。またお聞き苦しい点がありましたら、その点についてもご了解いただきたいと思ひます。

本日、令和3年3月森町議会定例会を開会していただき、令和3年度当初予算の議案を提出するにあたり、その概要をご説明申し上げますとともに、令和3年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところであります。

また、議員の皆様方におかれましては、国、地方を通じて新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保等に対し、多大な

るご尽力を賜っておりますことを、先ずもって厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度の日本経済の状況をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、個人消費が改善してきたこと等から、持ち直しの動きが見られておりますが、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復はいまだ途上にあります。

こうした中、政府は、感染症の拡大防止対策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を策定し、令和2年度第3次補正予算を編成いたしました。

今後におきましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、引き続き持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

物価の動向をみますと、原油価格下落等により、消費者物価総合指数は前年比でマイナスとなっております。

この結果、令和2年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率はマイナス5.2パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率はマイナス4.2パーセント程度と見込まれ、また、消費者物価総合指数の変化率はマイナス0.6パーセント程度と見込まれているところであります。こうした中、令和3年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして、106兆6,097億円と、前年度当初予算に対して3兆9,517億円、3.8パーセントの増加となっており、過去最大規模であった令和2年度予算額を、さらに上回っております。

政府は、この予算案について、「経済あつての財政」との考えの下、経済財政運営に万全を期するとともに、「経済財政運営と改革

の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進するものとしております。

予算案のポイントとしましては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進することとし、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、災害からの復興や防災対策の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算としております。

あわせて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止対策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災・国土強靱化の推進など、安全・安心の確保を柱として作成された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、令和2年度第3次補正予算が、令和3年度当初予算と一体として編成されております。

一方、令和3年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は、38兆2,704億円、対前年度比マイナス6.5パーセント、地方交付税は、17兆4,385億円、対前年度比プラス5.1パーセントと見込む一方、投資的経費につきましては、11兆9,273億円と対前年度比マイナス6.5パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を、89兆8,060億円、対前年度比マイ

ナス1.0パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の美しいふじのくにづくり  
帰去来（かえりなん）いざ！故郷（ふるさと）ふじのくにへ」を掲  
げ、一般会計予算総額を、対前年度比プラス2.4パーセントの1兆3,  
094億円としております。

歳入では、県税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影  
響による企業収益の悪化や、消費の低迷により、法人2税及び地方  
消費税の減少により、対前年度比マイナス8.2パーセントとしてお  
ります。

また、歳出では、地方回帰のフロントランナーとして、リスクに  
備え、自立した地域経済を拡大し、豊かな自然・歴史・文化が息づ  
く中で仕事と暮らしが調和したライフスタイルを実現できる、ふる  
さとふじのくにづくりのための予算としております。

そして、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の先導的な地域づく  
り・人づくり・富づくりの総仕上げ、生産性が高く持続可能な行財  
政運営に取り組むとしており、投資的経費につきましては、対前年  
度比マイナス8.7パーセントの1,841億6千万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注  
視しつつ、新型コロナウイルス感染症対策を実施する一方で、ウィ  
ズコロナ、アフターコロナを見据え、将来にわたって安定的な行財  
政運営を継続していくため、より一層の財政の健全化に努めるとと  
もに、森町の地域特性や可能性を生かした地方創生に取り組み、地  
域資源を活かしたまちづくりを推進してまいります。

令和3年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合  
計画」における、「人の輪」「対話」「調和」の3つの基本理念を踏  
まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き、町民と行政が  
一体となった、さまざまな施策に着手し、まちの将来像「住む人も  
訪れる人も心とらぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいります。

また、「第9次森町総合計画」の計画的な推進にあたっては、第  
4次森町行財政改革大綱及び第3次森町行財政改革プランに沿っ



て、持続可能な行財政運営を目指すとともに、新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応するための体制づくりを引き続き進めてまいります。

さらに、活力ある森町の未来を築いていくためには、国と地方が一体となって施策に取り組む必要があり、地方が成長することが、すなわち国全体の成長につながるものと考えておりますことから、町長として、国や県に対して、森町の活性化につながる積極的な施策の推進を、強く働きかけてまいりたいと考えております。そして、森町が将来にわたり住み良いまちとなるよう、今後も、町民の皆さまの英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえ、令和3年度当初予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、議案第27号「一般会計予算について」でございます。参考資料令和3年度森町当初予算案概要も併せてご覧ください。

予算規模は、7,872,000千円と、前年度当初予算に対して、マイナス12,000千円、0.2パーセントの減少となっております。

本予算案では、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を進め、本格的なワクチン接種事業に関する経費を計上するとともに、ウィズコロナを見据えたデジタル・トランスフォーメーションの取り組みに関する経費や、婚姻後の定住を促し森町での新婚生活を応援する「住もうよ森町新婚さん応援金」、企業の投資に対する固定資産税等に助成する「森町産業立地奨励事業費補助金」等を新たに計上しております。また、町道新田赤松線の整備促進を図るとともに、引き続きふるさと納税の推進を図り、財源確保とともに特色ある返礼品を全国にお届けすることで「遠州の小京都森町」を広く発信していくものとしております。そして、コロナ禍で足踏みをした事業や取り組みを再度進めるため、「コロナ禍から歩み出すための予算」としております。

歳出における主な増加要因といたしましては、旧周智高校機械実

習棟を有効活用するための施設改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、障害福祉サービス費等給付事業とともに、ふるさと納税推進事業や、住もうよ森町新婚さん応援金等の事業による増加であります。

一方、減額要因といたしましては、高度無線環境整備推進事業、産業立地事業費補助金、団体営農村地域防災減災事業ため池調査事業の完了等による減少等が挙げられます。

次に、マニフェストに掲げました「次代につなぐ5つの取り組み」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

一点目の「助け合いふれあう健やかなまちづくり」につきましては、まず、新型コロナウイルスワクチンの町民の皆さまへの早期接種に取り組んでまいります。

そして、子ども・子育て支援として、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う保育コンシェルジュの配置や、病児・病後保育への対応とともに、保育園等の委託料や利用給付費の確保、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝金、認可外保育施設利用者に対する保育料助成に引き続き取り組むことにより、子育て世代の不安の解消や経済的な負担の軽減を図ってまいります。

また、町内保育園の保育士確保に対し、保育士の宿舎借上支援の継続や、保育士の働きやすい環境づくりの促進等を支援してまいります。

さらに、乳幼児につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や、保育における小規模保育所事業、幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業に加え、森・園田幼稚園での預かり保育の時間延長。小学生につきましては、放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室事業を継続して実施し、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、少子化対策の一環として、不妊・不育症治療費に対する助

成に加え、胎児の先天性風しん症候群を予防するための麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種事業についても引き続き実施するとともに、産婦健康診査・産後ケア事業に取り組み、妊娠から出産、育児にいたるまで切れ目のない、子ども・子育て支援策に取り組むことにより、保護者の就労支援、多様な保育の促進及び児童等の健全な心身の発達への支援等に努めてまいります。

一方、心身障害児の療育推進及び保護者の養育負担の軽減として、障害児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や、重度身体障害者への住宅改造費に対する補助に要する経費等を計上しており、障害者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

その他、乳児のロタウイルス感染性胃腸炎予防対策として、ロタウイルスワクチンの接種、若年がん患者の生殖機能温存治療や医療用補整具購入等の支援事業、これまでの制度の変遷上、風しんに関する公的な予防接種を受ける機会がなかった世代に対する風しん追加的対策事業、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業、インフルエンザなどの予防接種事業及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施することにより、お達者度の高い、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、男女共同参画の推進、多文化共生への取り組み等を行ってまいります。

また新たに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う、地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部事業に取り組んでまいります。

さらに、国民健康保険や介護保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、経営強化のため、340,000千円を繰り出し、地域医療の充実のために第4次公立森町病院経営改革プランに基づき、より一層の病院経営の改革と家庭医療クリニックの安定的な経営を図ってまいりたいと考えております。

二点目の「安全で住みよいまちづくり」につきましては、新型コロナウイルス感染症により「新たな日常」の構築が求められる中、ウィズコロナを見据えたデジタル・トランスフォーメーションへの取り組みとして、過日運用を始めました森町公式ラインアカウントを活用した電子申請手続等に向け環境整備を図ってまいります。

また、国の交通安全対策事業費補助金を活用した町道新田赤松線の整備や、辺地債を活用した町道の整備促進に取り組むとともに、防災・減災対策を更に進めるため、消防団へ配備している車両の更新と併せ、道路交通法改正により準中型免許の取得が必要となる消防団員への免許取得補助制度の創設、自主防災組織が行う備品調達への補助事業、近年頻発している局地的な豪雨対策として河川の浚渫、農業用ため池のハザードマップ作成等に取り組んでまいります。

また、引き続き、協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を実施し、協働意識の高揚を図ってまいります。

さらに、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線の支援を引き続き実施し、地域公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対する、森町公共交通利用券助成事業により、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めてまいります。

さらには、インフラ老朽化対策として、国の防災・安全交付金や公共施設等適正管理推進事業債を活用した町道の舗装修繕、道路メンテナンス事業費補助金を活用した橋梁の長寿命化とともに、引き続き、上水道事業会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、上下水道施設等の整備に取り組んでまいります。

三点目の「人の交流で賑わうまちづくり」につきましては、地域おこし協力隊員を増員し、3名体制による地域資源等を活用した地域活性化や、空き家・空き地等を活用した地域の活性化の取り組み

を推進します。

また、アクティ森を核とした新たな魅力創出發信事業の町内展開として、ARアプリを活用した町内観光周遊や、謎キャラ「コモコモ」を活用した魅力発信の展開につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現時点では推進できない状況でございますが、ウィズコロナ・アフターコロナの取組として、事業展開を進めてまいります。

遠州の小京都まちづくり推進事業では、産・学・官連携による、のぼり旗やチラシ等の製作とともに、学生目線で遠州の小京都森町のプロモーションについて、どのようなことを実施すれば来町者の増加につながるかを考察し提案していただく取り組みを予定しております。

そして、引き続き東京都江東区で開催される「江東区民まつり」への出展等による、観光誘客の推進にも取り組むとともに、森町ふるさと会交流事業の開催による森町ファンの拡大とネットワークづくりに努めてまいります。

これらの取り組みから、森町の潜在的な魅力に加え、新しい魅力を発信することで、知名度とともに認知度を向上させ、観光交流人口と関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

四点目の「活気に満ちた活力あるまちづくり」につきましては、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、中川下工業専用地域内への水道管の先行整備、森掛川インターチェンジ周辺での埋蔵文化財試掘調査を実施するとともに、産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行ってまいります。

また、農林業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、県営林道開設事業の負担金、国際森林認証に基づく木材のブランド化、農林業用施設の点検や長寿命化のための補修等の適切な維持管理、有害鳥獣対策等にも引き続き取り組んでまいります。

ふるさと納税推進事業としましては、受け入れた寄附に係るお礼の品等の関係経費について、寄附額の2分の1以内となるよう制度を遵守し、引き続き、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組んでまいります。

移住・定住の促進対策としましては、移住希望者からの相談件数が増加傾向にある中、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応を行う、移住コーディネーターを継続して配置し、円滑な移住相談を推進します。また、森町空き家・空き地バンクの登録を促進するため、土地建物の所有者へ啓発チラシを送付するとともに、空き家の家財道具等残置物処分への支援制度を引き続き行います。

加えて、婚姻後の定住を促し森町での新婚生活を応援するための「住もうよ森町新婚さん応援金」を新たに設けるとともに、対面に加えてリモートによる移住相談対応や、移住フェア等の相談会場への参加による情報発信、東京圏からの移住者を支援するための移住就業支援補助金等により、移住・定住の更なる促進を図ります。

また、小中学校の再編により生じた学校跡地につきましては、アンケートに基づく利活用方法や民間提案等を含め、引き続き小中学校跡地利活用検討委員会を開催し、さまざまなご意見をいただきながら有効活用の方向性を研究・検討してまいります。

五点目の「自然を守り歴史に学ぶまちづくり」につきましては、社会的課題となっているカーボンニュートラル実現への取り組みとして、新エネルギー機器等導入促進補助金の対象に、新たに家庭用蓄電池の導入を加えるとともに、資源ゴミ拠点回収品目の拡大、小学生の環境教育授業への支援に新たに取り組んでまいります。

また、森林関係につきましては、森林環境譲与税を活用した事業として、森林所有者への意向調査や林道・作業道等の整備などに取り組む、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助としてまいります。加えて環境対策として、合併処理浄化槽設置への補助、環境美化パトロールを行ってまいります。

また、教育関係におきましては、小中学校での1人1台端末の整

備が完了しましたので、この環境を十分に活用するため、情報教育推進事業としてICT授業づくりのための支援員派遣を拡充してまいります。また、外国青年を招き、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に適應できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う、不登校等教育支援センター事業及び学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室等に引き続き取り組んでまいります。

学校統合に関するものとしましては、通学用バスの委託経費や使用料、児童待機場所への支援員配置等の経費を計上いたしました。

さらに、歴史から学ぶ取り組みとして、森の茶業の歴史を纏める森町茶業史の刊行に取り組むとともに、森町歴史伝統文化保存会の活動を支援してまいります。

その他として、町有財産の有効活用と課題解決を図るため、旧周智高校機械実習棟を改修し、シルバー人材センターの事務所スペース、不登校等教育支援センター事業の常設実施場所を確保するとともに、会議室や公文書保管管理スペース等を整備することとしております。

次に、これらを賄う財源の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は、対前年度比マイナス4.5パーセントの807,500千円とし、法人町民税につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化等の影響を考慮し、対前年度比マイナス26.2パーセントの79,001千円とし、固定資産税は、対前年度比マイナス5.2パーセントの1,131,255千円とし、町税全体では対前年度比マイナス5.6パーセントの2,220,946千円といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込み

等を考慮し、対前年度比70,000千円増の1,680,000千円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等に係る負担金及び補助金や、令和2年6月に開所した小規模保育所に係る地域型保育給付費を新たに計上したことに伴う負担金、衆議院議員総選挙執行経費交付金の増等により、全体で1,244,482千円、対前年度比72,959千円の増、プラス6.2パーセントの計上となっております。

また、寄附金につきましては、ふるさと納税による「ふるさと応援寄附金」の増加を見込み、全体で200,001千円、前年度対比100,000千円増としております。

一方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度比200,000千円減の250,000千円を計上したほか、減債基金繰入金110,000千円、ふるさと応援基金繰入金22,852千円、新たに経済変動対策貸付金利子補給基金繰入金13,300千円、公共施設等総合管理基金繰入金20,000千円など、対前年度比234,089千円減の451,021千円といたしました。

町債につきましては、町道新田赤松線整備や橋梁の長寿命化対策、農業基盤整備等の財源として、公共事業等債43,800千円、旧周智高校機械実習棟改修事業の財源として、一般事業債98,800千円、防災・減災対策の推進を図るため、消防団車両の更新、小学校体育館の照明落下防止対策の財源として、緊急防災・減災事業債28,200千円等、保健福祉センターや文化会館、町道舗装の長寿命化対策として公共施設等適正管理推進事業債63,500千円等を計上するとともに、臨時財政対策債459,000千円を含め、対前年度比116,800千円増の828,900千円としております。

次に、議案第28号から議案第34号までの特別会計予算でございますが、議案第28号「国民健康保険特別会計予算」は、県に納める国民健康保険事業費納付金と、過去3年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しており、予算総額は、2,



086,328千円で、対前年度比マイナス1.0パーセントの計上となっております。

次に、議案第29号「後期高齢者医療特別会計予算」では、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、226,107千円で、対前年度比マイナス0.1パーセントの計上となっております。

次に、議案第30号「介護保険特別会計予算」でございますが、予算総額は、2,198,773千円で、対前年度比マイナス3.6パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比マイナス6.8パーセントの441,075千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。歳出では、全体の91.9パーセントにあたる保険給付費につきまして、第8期介護保険事業計画に基づき2,020,790千円と、地域支援事業に係る事業費として134,871千円の計上となっております。

次に、議案第31号「公共下水道事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ641,561千円で、対前年度比プラス10.1パーセントの計上となっております。主な増加要因としましては、事業量の増加に伴う実施設計委託料及び工事請負費の増加と、上水道事業会計への補償金でございます。

歳入の主なものとしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費4名分を含む事務的経費、森町浄化センター維持管理業務委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費、補償金及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第32号「大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第33号「三倉簡易水道事業特別会計予算」及び議案第34号「大河内簡易水道事業特別会計予算」は、ともに事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第35号「水道事業会計予算」でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は、591,956千円で、対前年度比プラス5.1パーセントの計上となっております。

主な増加要因としましては、水道料金等計画策定審議会支援業務委託料や、中川下工業専用地域内における水道管の先行整備に係る受託工事、公共下水道事業の実施に伴う配水管布設替え工事の増額等でございます。水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

最後に、議案第36号「森町病院事業会計予算」でございますが、「収益的収入及び支出」の予定額では、病院事業収益を2,713,820千円、病院事業費用を3,142,250千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を428,430千円上回る収支不均衡の予算となっております。

「資本的収入及び支出」の予定額では、資本的収入を292,845千円、資本的支出を420,697千円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理することとしております。

入院につきましては、病棟再編により3つの病棟を、一般急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に分けたことにより、それぞれに適した質の高い医療を提供するとともに、高い病床稼働率を目指してまいります。入院患者数は、前年度を若干上回るものとし、入院単価も上がっていることから、収益増となっております。

一方、外来は、コロナ禍の影響により患者数は減少しており、引

引き続きこの状況が見込まれるため、前年度より収益減となっております。しかし、訪問看護ステーションについては収益が増加傾向にあり、更には、休止しておりました居宅介護支援事業所を再開することで、収益増を目指すこととしております。医師確保につきましては、依然厳しい状況下ではありますが、引き続き、内科医、整形外科医等の増員を図り、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。また、看護師確保につきましては、年度末までの退職予定者の補充が確保できる見込みであります。しかし、年度途中での退職者もあることから、今後も看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。

以上のことから、令和3年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、安定的な収益確保に繋げていきたいと考えております。

第4次経営改革プランにつきましては、平成29年度から令和2年度の4年間で計画期間でありましたが、コロナ禍の影響で総務省より「公立病院改革ガイドライン」が示されなかったことから、第4次経営改革プランを1年延長し、最終年次を令和3年度としました。引き続き、より実効性の高いプランとなるよう、経営の安定を目指し、職員一同、一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の令和3年度予算の概要の説明とさせていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今までの常識が大きく変わり、経済や生活に多大なる影響を受けた年でありました。新年度を迎えるにあたり、「新たな日常」を見据えるとともに、早期のワクチン接種の実施と、コロナ禍で足踏みとなった事業や取り組みを再度進め、町民の皆さまと、これから生まれてくるお子さん、そして森町を訪れる方々が、いつまでも元気で健やかに森町で過ごしていただくことができるよう、「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向

け、併せて、人・自然・歴史を次代につなぐ「心和らぐまちづくり」の実現に向けて、全身全霊を傾けてまいる所存でございますので、議員各位のご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここで暫く休憩します。

( 午後 1 時 4 4 分 ~ 午後 4 時 5 1 分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月5日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第12号から議案第15号の補正予算4件は、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 4 時 5 2 分 散会 )